

3．環境配慮型製品に関する基本戦略

3．1．統合製品政策（IPP）

3．1．1．概観

製品やサービスによる環境への影響を制限することは、環境保全の上で重要な課題である。この課題に対処する政策として考案されたのが、製品をコスト負担を考えながら効率的に環境にやさしいものへ変えていくことを目的とする統合製品政策（IPP）である。統合製品政策（IPP）とは、製品のライフサイクル全体、つまり資源の獲得から、製造、販売、処分までにおいて環境への影響をできるだけ最小限に抑えようとするもので、環境政策の中では比較的新しい取り組みだとされる。統合製品政策（IPP）は第5次環境行動計画の中で取り上げられた取り組みだが、第5次環境行動計画の中では最も革新的な取り組みのひとつとされている。

この統合製品政策（IPP）に関する一般的な条件を規定する緑書（グリーンペーパー）が2001年に提示されたが、その後一般的な規定では統合製品政策（IPP）に期待されていた成果がもたらされないとの懸念が大きくなった。そのため、関係団体への聴聞など大掛かりな聴聞を行ったり、EU委員会内部でも環境総局、産業総局、域内市場総局などとの間で議論され、統合製品政策（IPP）に関して自主規制と関係団体等との密接な協力をベースとする新しい戦略を立てることが決定された。

EU委員会は2003年6月18日にこの戦略案（COM(2003)302final）を提示したが、戦略案には以下の5つの原則が盛り込まれた。

1)製品のライフサイクル：

“ゆりかごから棺桶まで”と製品のライフサイクル全体を考える。

2)市場との協力：

市場が環境にやさしい製品の提供と需要を促進するインセンティブを与える。

3)消費者を含め、製品に関わるすべての関係者を政策の対象とする。

4)政策を順次改善していく。

5)政策手段を限定せず、あらゆる手段を利用する。

IPP戦略を実施するに当たり、EU委員会は2つの重点項目を提案した。

・枠組み条件を設定する：

可能な限り沢山の製品に適用できる施策と手段を講じる。たとえば、自主規制の導入、グリーン調達促進、課税、補助金の給与、ライフサイクルを分析するデータバンクの構築、環境監査システム（EMAS）の利用、環境マークの利用等。

・製品毎に具体的に取り組む：

最も環境にやさしい製品を表示する、産業界などと協力して最も環境にやさ

しい製品開発に向けてパイロットプロジェクトを実施する等。

特にパイロットプロジェクトは、実例によって IPP の利点を確認することを目的とするもので、22 の提案の中から以下の 2 つのプロジェクトが選出された。プロジェクトは 2004 年 6 月に開始され、2006 年末まで継続される。

1) 携帯電話：

社会面も含めた携帯電話の環境への影響を改善するもので、携帯電話メーカー（Nokia、Motorola、Pasanonic）部品メーカー（Epson、Intel、AMD）政府機関（EU 委員会、イギリス環境省）研究開発機関（フィンランド環境研究所）通信会社（Teliasonera、フランステレコム、Vodafone）、リサイクル業者（Umicore）環境団体（WWF）消費者団体（欧州消費者協会）が参加している。

2) チーク材ガーデンチェア：

木材製家具の環境への影響を改善するもので、消費者団体（欧州消費者協会）環境団体（WWF、Pro-natura）販売者（IKEA、Carrefour）政府機関（EU 委員会、フランドル廃棄物庁）木材認証機関（FSC）木材加工者団体（CEI-Bois）が参加している。

環境にやさしい製品への課税軽減や製造者責任の強化は、EU 委員会の戦略案には盛り込まれなかった。特に、欧州環境マークが施された製品に対して付加価値税（VAT）を軽減するという案は、産業界が反対したことから、採用されなかった。

環境閣僚理事会は 2003 年 10 月 27 日、EU 委員会の IPP 戦略案の修正を行って採択した。閣僚理事会は特に、EU 委員会に対して具体的な活動計画を提示するとともに適用範囲を拡大するよう求めた。特に、IPP を製品に限定するのではなく、観光などのサービスにも適用するよう求めた。さらに、公的機関の調達における環境基準を統合する活動計画の作成、環境にやさしい製品であることを識別するのに必要な共通条件の確定、情報戦略の立案、最も環境にやさしい製品の選出など具体的な IPP イニシアチブの立案を加速させるよう求めた。

EU 委員会は今後さらに、企業内で IPP を実施するための手引書のようなものを作成する予定としている。また、最も環境にやさしい製品の選定に関しては、2004 年に製品を選出する手法を開発する作業が開始され、2007 年末までに最も環境にやさしい製品を選出する予定としている。また、EU 委員会は加盟国と関係者とともに IPP の実施について審議するため、定期的に会議を開催している。

3. 1. 2. 関係者が取り組むべき課題

IPP に関係する関係者が主に取り組まなければならない課題例を挙げると、

以下ようになる。

1) 加盟国：

- ・ 自主規制体制を確立する
- ・ 国内規格によって環境基準を配慮することを促進する
- ・ 公的機関におけるグリーン調達を妨げるも国内規定を廃止する
- ・ 環境税などの財政措置、環境にやさしい製品を促進するインセンティブを実施する
- ・ 環境に影響を与える補助金を廃止する
- ・ 環境にやさしい製品、サービスに有利となるように技術上の転換を図る措置に資金援助する
- ・ ライフサイクルについて考えるための情報キャンペーン、教育、意識化対策を実施する
- ・ EU レベルでのライフサイクルデータバンクの構築に協力する
- ・ 環境デザインとライフサイクル評価システムの導入を促進する
- ・ 国内の研究開発計画を IPP に関連する研究開発に方向付ける
- ・ 公的機関におけるグリーン調達を行うに当たり、公的機関ができることをリストアップする
- ・ 公的機関におけるグリーン調達に関する情報公開を促進する
- ・ 欧州環境マークの利用と発展を促進する
- ・ IPP の考え方を環境政策として他の政策でも盛り込む
- ・ 指標の立案を支援する
- ・ IPP の実施状況を報告する
- ・ IPP の実施状況について他の加盟国と情報を交換する
- ・ 国内レベルで IPP の宣伝活動を行う

2) 産業界：

- ・ 自主規制体制案を提案する
- ・ 国内規格によって環境基準を配慮することを促進する
- ・ 従業員のために、ライフサイクルについて考えるための情報キャンペーン、教育、意識化対策を実施する
- ・ EU レベルでのライフサイクルデータバンクの構築に協力する
- ・ 環境デザインとライフサイクル評価システムの導入を促進する
- ・ 環境にやさしい調達を促進する
- ・ 欧州環境マークを取得し、その発展を支援する
- ・ ライフサイクルの考え方を顧客や納入業者に伝達する
- ・ パイロットプロジェクトに参加する
- ・ 企業の環境報告書（EMAS では義務付けられている）においても、IPP の実施状況を報告する
- ・ IPP の実施状況について他企業と情報を交換する

3) 消費者団体：

- ・国内規格によって環境基準を配慮することを促進する
- ・ライフサイクルについて考えるための情報キャンペーン、教育、意識化対策を実施する
- ・欧州環境マークの利用と発展を促進する
- ・環境にやさしい製品を購入する
- ・IPP の実施状況を報告する
- ・IPP の実施状況について他の加盟国の消費者団体と情報を交換する

4) 環境団体：

- ・国内規格によって環境基準を配慮することを促進する
- ・ライフサイクルについて考えるための情報キャンペーン、教育、意識化対策を実施する
- ・情報が公開された公的機関のグリーン調達にコメントする
- ・企業にグリーン調達を促進させるためのキャンペーンを行う
- ・欧州環境マークの利用と発展を促進する
- ・IPP の考え方を環境政策として他の政策でも盛り込む
- ・指標の立案を支援する
- ・IPP の実施状況を報告する

5) 消費者：

- ・環境にやさしい製品を購入する
- ・環境への影響を考えて製品を利用、保持する
- ・製品を規則にしたがって処分する

3. 1. 3. 加盟国の取組み状況

加盟国の中には、すでに IPP に取組んでいる国がある。その事例を以下で紹介する。

1) デンマーク：

国内統合製品政策が開始され、環境にやさしい製品、ライフサイクル評価システム、環境マーク、環境にやさしい製品宣言、製品チェーンでの協力、消費者への情報提供、公的機関のグリーン調達、持続可能な発展などに関して情報が提供されている。

2) フィンランド：

持続可能な消費と生産を促進する国内計画案が提示された。

3) ドイツ：

バイエルン州が IPP に積極的に取り組んでおり、バイエルン州環境省が公式サイトを設置した。またバイエルン州政府は同州商工会議所と IPP 促進で合意しており、すでに 12 のパイロットプロジェクトが進行している。

4) イタリア：

IPP に関して、環境省と地方政府、企業団体が自主規制で合意した。

5) スウェーデン：

IPP に関する一般情報が提供されているほか、教育機関との対話、スーパーマーケットとの対話、IPP に関する研究開発、持続的な消費に関する研究開発が開始された。

6) イギリス：

政府の持続可能な発展戦略で、持続可能な消費と生産について述べられている。市場転換計画では、製品の多様性、環境への影響に関する情報収集、環境への影響を優先的に管理することに関する評価などにおいて IPP の概念を適用しているほか、市場転換計画の顧問グループが設置されている。その他、製品やサービスによる環境への影響を削減することに関する政府の諮問機関として、消費者製品環境諮問委員会が設置された。

「発信者へ戻せ：製造者責任と製品政策」という報告書が貿易産業省によって作成された。

政府の調達事務を担当する財務省の機関のサイトで、公共調達において環境を配慮することに関する概要を提示している。

3.2. 環境デザイン

エネルギー使用製品による環境に与える影響を設計段階で軽減させることを目的に、EU 委員会は 2003 年 8 月 1 日、エネルギー使用製品を環境にやさしいデザイン（環境デザイン）とすることを規定するための指令案（EuP）を提示した。これは、元来予定されていた電気電子機器の環境デザインに関する指令案とエネルギーと運輸部門におけるエネルギーの高効率利用に関する指令案を統合したもので、自動車以外のエネルギーを使用するすべての製品に適用することが検討された。

指令案は、特定の製品において環境デザインに対する要求を実現する場合の条件やカテゴリー、方法などを定義するもので、環境デザイン化を実施する措置が講じられていれば、製造者に何ら義務を課すものではなく、特定の目標も設定されていない。したがって、法的な規則は含まれていないが、実施された措置には、その根拠が必要となるほか、環境影響評価が行われる。

実施すべき措置は、たとえば消費電力の削減など環境デザイン化によって環境への影響を軽減するもので、EU 委員会は指令案により、自主規制の形で環境に優しい製品規格の整備や利用が促進されることを期待している。

指令案は、EU 条約 95 条を法的基盤にして、域内で統一して実施することを予定しているが、欧州議会は加盟国が独自に規制内容を強化できる方向にすべきだとの考えで、EU 条約 95 条の適用に反対の立場を示した。しかしその場合、加盟国間で規制内容が異なる状況となる危険があることから、産業界が反対していた。最終的には、EU 委員会の提案通り、EU 条約 95 条を適用することと

なった。

欧州議会は、暖房装置、照明器具、家電、事務機器などを環境デザインの優先対象製品とするほか、すべての製品においてスタンバイ時のエネルギー消費を削減することなどを明確に規定すべきだとして指令案の修正を求めたが、指令は最終的に自動車以外のエネルギーを使用するすべての製品を対象とし、欧州議会が求めていた環境デザインを優先させる製品を特定すべきだとする修正案も盛り込まれなかった。

指令案は、2005年7月6日に成立した（2005/32/EC）。これまで、欧州標準の電気製品にはCEマークが施されていたが、CEマークは今後、この環境デザイン指令の要求を満たす製品であることを示すマークに流用される。